

介護を社会全体で支え合う制度です

介護保険は、40歳以上のみなさんが被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、介護サービスを利用できる制度です。住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせるように、みなさんの住む品川区が運営しています。

品川区（保険者）

- 介護保険制度を運営し、介護サービスを整備します。
- 保険料を徴収し、保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- 要介護認定を行います。

サービス事業者

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業などが、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。

被保険者

- 保険料を納めます。
- 要介護認定を受けて、サービスを利用します。
- 利用者負担※を支払います。

※所得等により、1割、2割、3割です。詳しくはP16を参照してください。

65歳以上の人 （第1号被保険者）



サービスを利用できるのは

介護や支援が必要と認定された人（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません）

40歳から64歳までの人 （第2号被保険者）



サービスを利用できるのは

加齢にともなって生じる**特定疾病**が原因となって、介護や支援が必要であると認定された人（特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）

特定疾病とは

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患（外傷性を除く）
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

保険証を大切に！

介護保険被保険者証	
番 号	
被 保 住 所	140-0000 品川区000丁目0番0号
フリガナ	シナ ガワ タ ロウ
氏 名	品 川 太 郎
生年月日	0000年0月0日 性 別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	品川区高齢者福祉課 140-8715 東京都品川区広町2-1-36 03-3777-1111 品川印

- ご自身の住所、氏名、生年月日が記載されます。

こんなときに 必要です

- 要介護認定の申請
- ケアプランの作成
- サービスの利用

保険証には有効期限はありません。ただし、要介護認定には有効期間があります。介護保険のサービスを利用する場合は、有効期間にご注意ください。



● 介護保険負担割合証（P16）

要介護認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者には、保険証とは別に、介護サービス等の利用時の自己負担の割合を示す介護保険負担割合証が毎年7月下旬頃に交付されます。

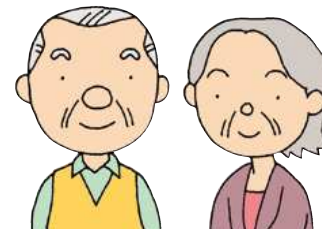
- 認定された介護度が記載されます。

要介護4	
認定年月日	0000年0月0日
（事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日）	
認定の有効期間	0000年0月0日～0000年0月0日
区分支給限度基準額	
居宅サービス等 1月当たり	0000年0月0日～0000年0月0日 30,938単位
（うち報酬支助限度基準額）	
サービスの種類	
経費補助限度基準額	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

- 1か月に利用できる上限（単位）が記載されます。
- 要介護4の方の限度額は30万9,380円です。（標準地域の場合、P17参照）

65歳以上の人は

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の前月に交付されます。



40歳から64歳までの人は

要支援・要介護と認定された人や、保険証交付の申請をした人に交付されます。

